

## 第146号

# 瓦版 えくれしあ ～集いの場～



### 目次

1. 26年度フィリピン人労働者を支援する会の活動報告
2. 3月28日日曜日～ベトナム人技能実習生ランさんの件  
働く者の相談室くれ 中室 茂
3. 平成26年の「不正行為」について 平成27年4月 入国管理局
4. 美術展案内  
アンコールワットへのみち ～ 神々の彫像 福岡市美術館  
毛利家の国宝・至宝展 ～ 国宝・雪舟「山水長巻」 ひろしま美術館
5. 身近な法律相談会(第10回)のご案内
6. ケラメイコス
7. 本の紹介 境界の民 安田峰俊 著
8. 今月の言葉

## 平成26年度フィリピン人労働者を支援する会の活動報告

### (1) 活動報告

平成26年度の終わりには、江田島市切串で発生した中国人技能実習生による殺傷事件(平成25年3月14日)の裁判があり無期懲役刑が確定しました。この裁判を傍聴して、被告は本来技能実習生としての資格要件に欠ける人であり適正な審査が行われていれば防げた事件と感じました。しかし表に出なかった問題もあり、本来の原因がどこにあったのかは明らかにされないままでした。この裁判の概要については前号まで3回報告した傍聴記録をご参照ください。

昨年も特別大きな問題は無く、相談件数も51件と例年通りでしたが、技能実習生以外からの相談が増えました。特に、DVの問題や婚姻関係の問題が増えましたが、一度相談があるだけで次の段階に進まないのが特色としてあります。DVの内1件は警察署での話し合いを通じて婚姻解消から帰国と速やかに解決でき、私にとっては初めての経験でいい勉強をさせてもらうことができました。また本来の仕事の関連で婦人保護施設との関係が出来、そこにも複数名のフィリピン人が保護されていることも知りました。フェイスブックからの相談は昨年4件から15件と大きく増加しました。8件がフィリピンからのものでその内5件が脱退一時金に係る税金還付に関するもの、あと2件が脱退一時金の受給に関するものでした。1件は調査の結果、届自体が年金センターに到着していないもので再送させ、あと1件は、年金センターに確認すると年金保険料の納付実績がないため不支給とされたものでした。原因は不明ですが、過去にこの協同組合の実習生は年金手帳を2枚所持し、1枚は研修生の時のモノあと1枚は研修終了後労働契約を結んだ以降のモノであり前者を送付して同様の問題が発生しましたが、あと1枚の年金手帳があることの確認だけで支払いがなされました。しかし彼の場合時効期間2年を経過しているためどうしようもなかったのは残念な思いがします。脱退一時金不支給問題には様々な事例があり困っている人も少なくないと考えられます。残りの1件は残業代に係るもので委任状を取り労働基準監督署に申

告して支払を得ることができましたが、フェイスブックからの相談は広島県外からのものが多く、対応してもらえる団体を探し依頼せざるを得ないため隔靴搔痒の感が無いとも言えません。

**記録に残したもの 51件 の内訳**

労働問題				失踪	脱退一時金	婚姻関係	DV	その他	法律相談会	セミナー
強制帰国	賃金残業	労災	解雇							
	3	4	5		7	9	2	21	4	1

**国別等**

フィリピン	中国	ベトナム	スリランカ	イギリス	日本	フェイスブック(再掲)	
						国内から	フィリピンから
42	4	1	1	1	2	7	8

**市町村別**

広島市	呉江田島	東広島	福山	今治	豊橋	横浜	磐田	福岡	フィリピン
20	11	3	2	2	1	2	1	1	8

**(2) 収支報告 (平成 27 年 3 月 31 日)**

昨年度同様基金確立のため支出は控えてきました。子供の大学進学に絡んで一時的に資金が必要になるケースなどもあり、また今年度は技能実習生の裁判も始まることから技能実習生の移動等の費用負担また短期間の融資等も検討していきたいと考えています

収 入		支 出	
会 費(2名)	5,000	雑費	
維持会費		貸付金	
寄付金(7名)	55,000		
受取利息	74		
貸付金戻入			
前年度繰越金	428,619	次期繰越金	488,693
合 計	488,693	合 計	488,693

寄付金の内2万円(5千円×4名)は帰国したフィリピン人技能実習生の脱退一時金に係る所得税還付手続きに対して寄付を受けたものです。

**(3) フィリピン人労働者を支援する会への加入・寄付のお願い**

外国人技能実習生を始め外国人がさまざまな問題を抱えて生活しています。技能実習生たちは問題がありながら、恐怖感から相談に来ない現状があります。問題解決に向けて思い切ることができるかどうか別として、3年間の日本滞在を楽しいものにする事も視野に入れた活動を今年度は考えています。

なお、この会は、フィリピン人に限定しておらずあらゆる国籍の人に対して支援しています。

**新年度に当たり、会費納入等会の活動維持にご協力お願いいたします。**

- 会 費 : 正会員 1口 1,000円(実習生500円)、維持会員 1口 10,000円
- 寄 付 : 金額自由
- 銀行口座 : 広島銀行本店 普通預金 3805299  
フィリピン人労働者を支援する会 会長 小松公寛
- 事 務 局 : 小松社会保険労務士事務所内 携帯電話 : 090-7590-0215  
〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

### 3月28日 日曜日～ベトナム人技能実習生ランさんの件

働く者の相談室くれ 中室 茂

技能実習生同士の喧嘩・暴行事件は時々新聞報道されています。広島県内では昨年11月に因島でタイ人技能実習生が同僚を刺す事件がありましたが、事件として扱われることもなく処理されている例も少なくないと考えられます。今年の3月下旬に黒瀬町であった事例の紹介です。

今日は呉市の広で開催される国際交流フェスタ(この名の催しでは無いが)で黒瀬町の日本語教室に来ているランさんが司会をしたり、ダンスもするという事で参加しました。

しかし、会場についてランさんが欠席だということを知りました。日本語教室仲間の西中さんによれば、ケガをして出れなくなったということ。原因はよく分からないが、工作中的の事故でもなければ、交通事故でもないということらしい。心配しながら発表を見ていると本人から電話があり、動けない訳でも、家から出られない訳でもないらしいので、途中で抜けて黒瀬の寮に迎えに行き、トムさん、ランさんを交えて黒瀬のカレー屋さんで話を聞くことになりました。

怪我の原因は、同じ寮にいる後輩の一人から物を投げつけられて額を切り、血が沢山でたので協同組合の担当者に電話して、西条の病院に連れて行ってもらい、2針ぬったとのこと。原因はささいなことでも口論になり傷つく言葉の応酬の結果、水道管を投げつけられた。初めてではない、前にも料理のボールで殴られ怪我をしたこともあるとのこと。そうしたこれまでの経過を組合の人に話したが病院では転んで怪我をしたと先生に話したそうです。

その後、協同組合の人から、加害者(この人も教室にきたことあり)を帰国させるとの話があったため、ランさんとトムさんは「自分たちはもうすぐ7月に帰る。彼女はあと1年半あるからそれなら自分たちが帰国しても良いので帰さないでくれ。」と頼んだが、「組合の上部が決めたこと一これからも、ラン等の後から来る人にこういうことがあっては困る。」として加害者の娘は帰国させられたと話してくれた。確かに、もし新聞沙汰になれば営業停止に、との結論らしい。

ランさんは先週会社を休んだらしい。怖いという。いつも一緒のトムさんは一人で怯えながらも会社に行ったらしい。あの怖い専務さんは、「ランたちは怖い、良くない、他の子達一加害者の子たちはいつもにこにこ朗らかでよい。」と露骨に本人たちに話すらしい。

初めて彼女たちに会ったとき、僕が、「K鉄工知ってるよ、専務さんいいときは良い人に見えるけどどう。」と聞いた時「専務さんは怖いです。」と初めから言っていた。ランさんたちの前にはフィリピン人の女の子たちがいました。彼女たちは専務さんからひどい言葉を浴びせられながら頑張っていました。残業代の不正などを訴えて私たちに交渉を依頼してきました。交渉の結果、会社は非を認めて残業代を支払ってくれました。これ以前にも同じような問題が発生していたこともあるためフィリピン人を嫌って、ベトナム人の受入に変更しました。専務にとったらおべっかを言うこともなく仕事に励んでいるベトナム人第1期生であるランさんたちを前のフィリピン人と同じように見ていたのでしょうか。それだけでなく、寮に帰っても6人の中で後輩四人対2人の少数派でしんどい思いで生活していたとは。辛かったと思いました。そして、7月の帰国まであと100日足らずの日々を過ごさなくてはならない。しんどいでしょう。

いっぱい涙を何度もながしながら話してくれました。

彼女たちはこれまで心の底に押し込めていた思いを私たちに全て話してくれました。その結果、稼ぎに来た以上はその通り最後まで頑張る。つらいことがあれば西中さんと中室さんに話をしたいし、会社に問題があればユニオンにも加入して会社や協同組合の問題を正していきたいと話してくれました。今、ランさんは日本語検定1級の取得を目指して頑張っています。

別れる時には笑顔になりました。来週4月5日は教室は休み。金曜日～仕事が終わった後、図書館で夜桜の花見をしよう。そしてそこで一週間の話を教えてもらおうと思っています。

## 平成26年の「不正行為」について

平成27年4月 入国管理局

<http://www.moj.go.jp/content/001142673.pdf>

毎年発表されている資料ですが、入国管理局が技能実習生の受入に関して「不正行為」を行なったとして通知した事例についての統計となっています。当然のことこの通知を受けた受入機関は一定期間技能実習生の受入が停止されることとなります。平成22年の法改正では「不正行為」による受入を認めない期間を伸長するなどによって、研修生・技能実習生の保護強化を図った。」とされていますが、実態は反対に「不正行為」とされた件数は漸増状態にあります。受け入れ停止という罰則を強化しても改善できないと言うことは受入機関が法令順守の気持ちが全くないとしか考えようがありません。そうであれば制度を廃止するか、零細事業者に対する低賃金労働者の提供と言う本音の部分で違反の少ない一定規模以上の企業を対象とする方向での規制も必要ではないかと考えます。

### 【第二次受入機関の業種別「不正行為」件数】

	平成24年	平成25年	平成26年
農業・漁業関係	75	79	88
繊維・衣服関係	71	75	76
食品製造関係	21	15	11
建設関係	8	16	16
機械・金属関係	4	7	12
その他	9	18	15
計	188	210	218

「不正行為」と通知された業種では、「農業・漁業関係」と「繊維・衣服関係」の業種で75%と群を抜いています。ユニオンからもこの辺りの業種で問題が多いし、悪質なものが多いと聞いています。日系フィリピン人の問題でも農業と漁業では問題が多い業種です。この業種で問題が多い原因を推測すると、繊維・衣料関係では内職という形態が広く行われていたこととの関係からか残業ではなく内職として出来高制で支払う例が多いようです。一方、農業と漁業は、労働基準法第41条で労働時間、休憩及び休日の適用除外と定められていることにあると考えられます。俗に残業代を支払う必要はないとか休日を与えなくてもいいと言われてますが、正確には割増賃金を支払う必要が無いだけで、所定労働時間を超えてまた休日に労働させた場合にはそれに見合った時間給の支払いが必要となります。この報告書に事例として、「監理団体は、農業を営む実習実施機関に対し、技能実習生に対する割増賃金を支払わないよう指示していた」と報告されています。これを見ると技能実習生は適用除外に該当しないとの前提で書かれていますが、その根拠がどこにあるのかわかりませんが、在留資格審査の段階でチェックがされているようです。そのため労働契約書には割増賃金の支払いが記載されています。しかしカキ打ち業者を顧問先としている社労士さんはそのことを知りませんし、紛争が発生して出てくる弁護士さんも同様です。いずれの業種にしても家内労働・出来高制で賃金を支払っている業種であるため労働時間管理と言った意識の低い業種と言えるためかもしれません。

### 【類型別「不正行為件数」】(2桁以上)

	監理団体 (46件)	実習実施機関 (304件)	計 (350件)
賃金不払い		142 (46.7%)	142 (40.6%)
労働関係法令違反		23 (7.6%)	23 (6.6%)
悪質な人権侵害行為等	5 (10.9%)	4 (1.3%)	11 (3.1%)
講習期間中の業務への従事	7 (15.2%)	67 (22.0%)	74 (21.1%)



研修・技能実習計画との齟齬	9 (19.6%)	23 (7.6%)	32 (9.1%)
偽造文書の行使・提供	18 (39.1%)	11 (3.6%)	29 (8.3%)
名義貸し	2 (4.3%)	19 (6.3%)	21 (6.0%)
不法就労者の雇用	2 (4.3%)	9 (3.0%)	11 (3.1%)

この表を見て幾つか不思議に思うところがあります。「賃金不払い」と「労働関係法令違反」が44.3%あるのに対して、監理団体に対する指導が無いことです。指針を見ると「監査を行うに当たっては、現地に赴き技能実習生の技能実習の実施状況を直接確認することが肝要です。その際、技能実習指導員などの担当者から状況を聴くだけでは、実際の技能実習の実施状況を十分に把握することはできません。通訳を同行させて、指導を受ける技能実習生から技能実習の進捗状況等を聴取したり、その場で技能実習日誌の記載内容を確認する等して、技能実習の実施状況を把握することが大切です。/また、賃金台帳その他の文書を実際に確認することにより、技能実習生の労働時間や賃金の支払が労働基準関係法令の規定に適合しているか確認する必要があります。」(P16)とされていますが、これだけ問題が発生していれば管理していたとは言えず、当然管理監督不十分として「不正行為」認定されてもいいはずですが、入管に直ちに報告していたからでしょうか？ 監理団体がしっかりその役目を果たさないからこうした問題が多発しているのは間違いありません。むしろこうした行為を指導している実態も少なくないといえます。

また「不正行為」と指摘された事業所の技能実習生は受入停止に伴い全て移籍できたのでしょうか。帰国させられた技能実習生も少なくないと考えられるのにその実数の報告はどこにもありません。当然のこと、契約不履行として、監理団体と実習実施機関には残りの期間に対して損害賠償責任を制度として負わすべきと考えられますが無視されているのが現状です。

次に、「悪質な人権侵害行為等」が監理団体5件、実習実施機関4件ですが、表に出てこないだけのことといえます。賃金未払等の問題で交渉に入ると実習実施機関だけでなく本来技能実習生を守る立場にある母国の送出し機関や監理団体から本人たちにユニオンを誹謗する言葉や入管のブラックリストに載るとか様々な圧力がかかってきます。証拠がないためここに上がってこないだけの話でしょう。

最後に、「不法就労者の雇用」については、江田島で発生した中国人技能実習生による殺傷事件を起こした陳さんの場合、最初の実習実施機関が不法就労者を雇用していたことが発覚して、移籍か帰国かと言う瀬戸際に立たされ、たまたま移籍先が見つかり同僚とも離れて孤立したことが事件発生につながったともいえます。

### 【事例】

1. 食品製造業を営む実習実施機関に在籍する技能実習生と送出し機関との間に、妊娠した場合には帰国することを定めた「保証書」が交わされていたところ、技能実習生が妊娠すると、監理団体は送出し機関の要請に従い、技能実習生の意思に反して即日帰国させようとし、かつ、流産の危険性があることを知りながら、約5時間にわたり外部との連絡を遮断して監視下に置いた。
2. 食肉加工業等を営む実習実施機関は、「ハム・ソーセージ・ベーコン製造」の技能実習を実施するとして技能実習生を受け入れていたが、同技能実習に必要な乾燥、薫製、加熱等を行う設備を有していなかったほか、同技能実習の作業に必要な食肉製品製造業の営業許可も取得しておらず、実際、技能実習生は主に荷物の受入れ、商品整理、畜肉のカット作業に従事していたもので、同技能実習を技能実習計画どおりに実施していなかった。
3. 監理団体は、平成22年12月から平成24年1月までに受け入れた傘下実習実施機関24機関の技能実習生計97名に対し176時間の講習を実施するとしたが、実際は4機関の技能実習生を除き、多い機関でも148時間しか実施しておらず、また、国等からの援助・指導として警察署等から講師の派遣を受けるとしたが派遣を受けていなかったなど、技能実習計画どおりに講習を実施していなかった。

# アンコールワットへのみち

## 神々の彫像

4月28日～6月14日

福岡市美術館

9～15世紀にかけて現在のカンボジア領域を中心に強大な勢力を誇ったアンコール王朝は、世界遺産アンコール・ワットに代表される豪壮華麗なヒンドゥー教、仏教の石造美術を残しました。本展では、小国が乱立したブレ・アンコール時代（8世紀以前）から、アンコール王朝の成立以降の時代を網羅したヒンドゥー教、仏教の丸彫り像群により、東南アジア史上に燦然と輝くアンコール・ワット美術の形成過程を辿ります。さらにアンコール王朝の盛期にあたる11～13世紀に現在のミャンマー領域のほぼ全域に君臨したパガン王朝や、6～11世紀頃にかけて現在のタイ領域に繁栄した仏教大国ドヴァーラヴァティー国の石造美術なども紹介し、インドシナ半島における豊かな宗教彫刻の世界へと誘います。（展示総数 116 件）



神々の国へ  
ようこそ



## 毛利博物館所蔵「毛利家の国宝・至宝」

2015年4月25日（土）～5月31日（日） ひろしま美術館



すべて見せます、国宝・雪舟「山水長巻」！

山口県防府市にあり、毛利家伝来の宝物を多数所蔵する毛利博物館。同館が所蔵する名品の中から、国宝・雪舟「四季山水図（山水長巻）」をはじめとする日本伝統絵画と、大名家に伝わる婚礼道具や雛飾りなど、当時の暮らしの美の世界を紹介します。

画像：雪舟等楊「四季山水図（山水長巻）（部分）」1486年、毛利博物館蔵

現在、ひろしま美術館では、セレクション展（2015年4月4日～6月12日）が開催されており、常設のフランス近代絵画4室が第1室と第2室になり、残り第3室が日本の洋画と第4室が日本画となっています。常設展と思っていたためちょっと淋しい思いを感じました。しかしホールに初めて見るシダネルの「胸像、ジェルプロワ」と荻須高德の「パリの街路」、第3室の鴨居怜の「私の村の酔っ払い（三上戸）」、第4室の竹内栖鳳の「河畔群鷺」、村上華岳の「釈迦牟尼仏」や入江波光の「鷺」を見ることができたのは良かったです。シダネルの暖かな色合いで描かれた窓には心が引かれ、あこがれを持ってしまいます。

## ケラメイコス

有田陶器市 <http://www.arita-toukiichi.or.jp/>



この季節になると有田陶器市が気になってしまいます。昔は毎年のように見学に行っていたのが思い出されます。しかしあのスケールの大きさはどのように表現すればいいのでしょうか。有田の町が露店のやきもののお店一色になり、人波は尋常ではありません。当然、行き返りの道路の渋滞は凄まじいものがあったとしても駐車場には不思議と困ることがないのが良いところです。古伊万里についての関心は強くあっても今の有田焼には関心はほとんどないにもかかわらず陶器市は別で何かしら楽しくなってしまいます。毎年行っていると覗くポイントは幾つかに決まって、そこを目当てに途中のお店を覗きながら行きますが、もし気になるものがあればその時に買っておかなければどこのお店だったか探し出すのに苦労しますし、見つけても誰かに買われていることも少なくありません。むしろお店が見つからなかったり、売っていた方が楽しいのかもしれない。当然、ホテルに泊まってどのようなものを買ったかの品評会も楽しいものです。



私の場合、不思議と小さなお皿とごはん茶碗に目が向いてしまいます。

## 身近な法律相談会(第10回)

日 時 平成27年 5月10日(日)  
13時 ~ 17時 (受付終了は16時)

会 場 カトリック幟町教会 多目的ホール 広島市中区幟町4-42  
教会の駐車場は使用できません。

どなたでもご来場ください。

相談員	弁護士	: 近藤 剛史	税理士	: 碧山 裕二
	弁護士	: 秋吉 理絵香	司法書士	: 金崎 文昭
	弁護士	: 一久保 直哉	社労士	: 小松 公寛

共催：法律相談室 響き / フィリピン人労働者を支援する会

お問合せ先 千瑞穂法律事務所内 弁護士 近藤剛史  
電話 082-962-0286

広島市中区鉄砲町1番20号第3ウエノヤビル7階



## 本の紹介

### 境界の民

難民、棄民、抵抗者。国と国の境界線に立つ人々

安田峰俊 著 角川書店 1,700円

尖閣列島や竹島問題で領土の問題が多少意識されたとしても直接他国と接している訳でもない島国では国境という言葉はピンとこないのではないのでしょうか。私自身国境と言うことを感じたのは北海道の羅臼にひかり苔を見に行った時で、向こうに見える島とここの中間に国境がありそれを超えるとロシアに拿捕されると聞き、何かわからない怖さを感じたことがあります。この本は地理的な国境を問題にしたものではなく、目に見えない国境である国籍の問題、無国籍と言った状況で生きると言うことがどのようなものかその一端を報告しています。

「第1章 クラスメイトは難民 日本の中のベトナム」、「第2章 偽りのシルクロード(上) - 迷走するウィグル」、「第3章 偽りのシルクロード(下) - 道具としてのウィグル」、「第4章 ガラパゴスのコスモポリタン - 引き裂かれる上海」、「第5章 黒いワイルド・スワン - 軍閥。文革、歌舞伎町」、「第6章 甘すぎる毒の島 - 幻想としての台湾」の六つの章で主人公を通して様々な問題を紹介しています。「はじめに」の中に次のような文があります。「ある日、浜辺で物売りのおばさんに声をかけられたんです。で、相手の話す言葉がちゃんと分かった。『やったあ、私はこの国に受け入れられたよ!』と嬉しかったんですよ。そうしたら、母がそこに来て『この子はベトナム人じゃないよ』と言いだした。もちろん母に悪気はなくて、私が物売りのおばさんに絡まれているから追い払おうとしてだけなんです。』/だが、感情が爆発した。日本だけではなくベトナムの社会からも「あなたは自分たちのメンバーではない」と言われたに等しかったからだ。両親はたとえ難民になってもベトナム人だが、自分自身はベトナム人でも日本人でもない。初めてその事実気付いた瞬間だった。」

身近なところには、子供の認知裁判で親子を呼び寄せて金儲けをする問題や長期不法滞在者に対する在留資格の問題など簡単に人権問題では済ませられない複雑な思いを持たざるを得ない問題もあります。この本はそうしたことを考えるうえで、また外国人との共生を考えるうえで参考になると思います。

### 言葉

#### 祈り

人間て言うのは究極的に、本当の土壇場では祈るしかない。祈りしかない。祈ることで、安堵が生まれると言うか、救いが生まれる。せめてものことをしてあげたい。そんな気持ちが遺族には間違いなくある。

祈りの現場～悲劇と向き合う宗教者との対話 石井光太著

「対話一 東日本大震災」P.29

南無妙法蓮華経 南無阿弥陀仏

アッバ アッバ 南無アッバ

### 発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所

フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039

e-mail [k.komatsu@do.enjoy.ne.jp](mailto:k.komatsu@do.enjoy.ne.jp) <http://srk2002.com/>

平成27年 5月 1日 発行